

福岡県公報

令和 3 年 1 月 22 日
第 169 号

目 次

告 示 (第51号 - 第67号)

| | | |
|-----------------------|-----------|---|
| ○保安林指定施業要件の変更森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 2 |
| ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 2 |
| ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 2 |
| ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 4 |
| ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 4 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 4 |
| ○特定危険薬物の指定 | (薬 務 課) | 5 |
| ○土砂災害警戒区域の指定 | (砂 防 課) | 5 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定 | (砂 防 課) | 5 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 6 |
| ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 6 |
| ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 6 |
| ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 6 |
| 公 告 | | |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 7 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 7 |
| ○県営住宅敷地内放置車両に係る公示 | (県営住宅課) | 7 |

| | | |
|---|-----------|----|
| ○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (健康増進課) | 8 |
| ○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (健康増進課) | 8 |
| ○大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | 8 |
| ○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 | (生活衛生課) | 10 |
| ○大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | 10 |
| ○大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | 10 |
| ○宅地建物取引業者の事務所の不確知 | (建築指導課) | 11 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 11 |
| ○公共測量の実施 | (県土整備総務課) | 11 |
| ○公共測量の実施 | (県土整備総務課) | 12 |
| ○公共測量の実施 | (県土整備総務課) | 12 |
| 正 誤 | | |
| ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (令和 3 年 1 月福岡県告 示 6 号) 中正誤 | | 13 |
| ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (令和 3 年 1 月福岡県告 示 7 号) 中正誤 | | 13 |
| ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (令和 3 年 1 月福岡県告 示 8 号) 中正誤 | | 13 |
| ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (令和 3 年 1 月福岡県告 示 9 号) 中正誤 | | 13 |
| ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (令和 3 年 1 月福岡県告 示 16 号) 中正誤 | | 13 |
| ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (令和 3 年 1 月福岡県告 示 17 号) 中正誤 | | 13 |
| ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (令和 3 年 1 月福岡県告 示 18 号) 中正誤 | | 13 |

告示

福岡県告示第51号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
築上郡築上町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第52号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年3月福岡県告示第518号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第53号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成8年7月福岡県告示第1253号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第54号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年2月4日農林水産省告示第237号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第55号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年7月福岡県告示第1252号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第56号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年6月11日農林水産省告示第890号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第57号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業

要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年12月福岡県告示第2103号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第58号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年1月福岡県告示第170号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第59号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年7月福岡県告示第1254号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

| 県土整備 事務所名 | 道路の 種 類 | 路 線 名 | 変 更 前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------------|------------|-----------------|------------|--|-------------------|---------------|
| 南筑後 | 県 道 | 大牟田 高 田 線 | 前 | 大牟田市大字櫛野3093番3先から 大牟田市大字櫛野3116番5先まで | 13.1 ～ 18.9 | 69.4 |
| | | | 後 | 大牟田市大字櫛野3093番3先から 大牟田市大字櫛野3116番5先まで | 56.0 ～ 77.0 | 69.4 |

福岡県告示第61号

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 エチル＝2－[1－（5－フルオロペンチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3，3－ジメチルブタノアート及びその塩類
- (2) 化学名 メチル＝[1－（4－フルオロベンジル）－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3－メチルブタノアート及びその塩類
- (3) 化学名 （8R）－1－（シクロプロパンカルボニル）－N，N－ジエチル－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキサミド及びその塩類
- (4) 化学名 メチル＝3－メチル－2－[1－（ペント－4－エン－1－イル）－1H－インドール－3－カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和3年1月23日

福岡県告示第62号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類 |
|-------|--|-------------------------|
| 鶴河内川 | 朝倉郡東峰村大字宝珠山及び大分県日田市大字鶴河内（別紙図面1に示す区域のとおり） | 土石流 |

備考 別紙図面1は省略し、その図面を東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第63号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類 | 自然現象により建築物 に作用すると想定される 衝撃に関する事項 |
|-------|--|-------------------------|---------------------------------------|
| 鶴河内川 | 朝倉郡東峰村大字宝珠山及び大分県日田市大字鶴河内（別紙図面1に示す区域のとおり） | 土石流 | 別紙図面1に記載する表のとおり |

備考 別紙図面1は省略し、その図面は東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|------|-------|--|-------------------|--------------|
| 那珂 | 一般道 | 385号 | 前 | 那珂川市大字市ノ瀬1799番1先から 那珂川市大字市ノ瀬1798番1先まで | 11.0 ～ 15.0 | 53.0 |
| | | | 後 | 那珂川市大字市ノ瀬1799番1先から 那珂川市大字市ノ瀬1798番1先まで | 7.0 ～ 15.0 | 53.0 |

福岡県告示第65号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和59年12月12日農林水産省告示第2393号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第66号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。
平成10年10月23日農林水産省告示第1654号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第67号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業

要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成9年5月20日農林水産省告示第837号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市有田中央二丁目658番5から658番49まで及び673番2から673番5まで並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大野城市瓦田三丁目7番3号

株式会社東部

代表取締役 今任 芳弘

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市横隈字上ノ山下1566番5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市三沢2926番地9

株式会社福田組

代表取締役 福田 末春

公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。
この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているため、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 放置車両の形態等

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| 放置場所 | 福岡市東区箱崎七丁目20番地5号 福岡県営高須磨住宅5棟付近 |
| 撤去通告貼付けの日 | 令和2年12月9日 |
| メーカー名 | S U Z U K I |
| 種別等 | 原動機付自転車 |
| 自動車登録番号等 | 長崎市 う 88945 |
| 所有者（運輸局等照会） | 不明 |
| 車名 | レッツ4 |
| 塗色 | 白 |
| 車台番号 | C A 41 A - 103178 |
| 使用者（運輸局等照会） | 不明 |

2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741
福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで栄養士法施行細則（昭和36年福岡県規則第9号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部健康増進課に備え置きます。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正のうち、押印の廃止に係る部分は、国が意見公募手続を経て定めようとする省令の改正と実質的に同一の改正を行おうとするものであり、福岡県行政手続条

例第37条第4項第5号に該当するものとして、また、旧姓・通称名に係る部分は、関係する法令の改正に伴い、当然必要とされる様式の整備を行うものであり、同項第8号に該当するものとして、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和2年12月25日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県健康増進法施行細則（平成15年福岡県規則第34号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部健康増進課に備え置きます。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

本規則の改正は、関係する法令等の改正により当然必要となる規定及び様式の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号に該当するものとして、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和3年1月5日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 22 日

福岡県知事職務代理人
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 2 年 12 月 23 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ビバモール赤間
- (2) 所在地 宗像市大字田久字鍵分642- 1 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 変更前 | | 変更後 | |
|--------------|----------|--------------|----------|
| 駐車場の位置 | 収容台数 (台) | 駐車場の位置 | 収容台数 (台) |
| 本棟南側平面 A 駐車場 | 113 | 本棟 3 階駐車場 | 369 |
| 本棟南側平面 B 駐車場 | 36 | 本棟 4 階駐車場 | 333 |
| 本棟 3 階駐車場 | 369 | 本棟南側平面 C 駐車場 | 10 |
| 本棟 4 階駐車場 | 333 | 本棟南側平面 D 駐車場 | 9 |
| 本棟屋上駐車場 | 346 | 本棟西側平面 E 駐車場 | 7 |
| 本棟南側平面 C 駐車場 | 15 | 本棟西側平面 F 駐車場 | 15 |
| 本棟南側平面 D 駐車場 | 9 | | |
| 本棟西側平面 E 駐車場 | 7 | | |
| 本棟西側平面 F 駐車場 | 15 | | |
| 合計 | 1,243 | 合計 | 743 |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 変更前 | | 変更後 | |
|--------|----------|--------|----------|
| 駐輪場の位置 | 収容台数 (台) | 駐輪場の位置 | 収容台数 (台) |
| | | | |

| | | | |
|------------|-----|------------|-----|
| 本棟南側 A 駐輪場 | 80 | 本棟南側 A 駐輪場 | 80 |
| 本棟南側 B 駐輪場 | 20 | 本棟北側駐輪場 | 100 |
| 本棟南側 C 駐輪場 | 10 | | |
| 本棟北側駐輪場 | 100 | | |
| 飲食棟駐輪場 | 10 | | |
| 合計 | 220 | 合計 | 180 |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 変更前 | | 変更後 | |
|------------|-------------|------------|-------------|
| 荷さばき施設の位置 | 容量 (平方メートル) | 荷さばき施設の位置 | 容量 (平方メートル) |
| 本棟東側荷さばき施設 | 753 | 本棟東側荷さばき施設 | 753 |
| 本棟西側荷さばき施設 | 293 | 本棟西側荷さばき施設 | 293 |
| | | 本棟南側荷さばき施設 | 60 |
| 合計 | 1,046 | 合計 | 1,106 |

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 変更前 | | 変更後 | |
|------|-----------------|------|----------------|
| 出入口数 | 駐車場の自動車の出入口の位置 | 出入口数 | 駐車場の自動車の出入口の位置 |
| 2 | 建物敷地南側駐車場北側及び南側 | 2 | 建物敷地東側及び南側 |
| 1 | 建物敷地南側駐車場北側 | 1 | 建物敷地南側 |
| 2 | 建物敷地東側及び南側 | 1 | 建物敷地西側 |
| 1 | 建物敷地南側 | 1 | 建物敷地南側 |
| 1 | 建物敷地西側 | | |
| 1 | 建物敷地南側 | | |
| 8 | 合計 | 5 | 合計 |

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

| 変更前 | | 変更後 | |
|------------|------|------------|------|
| 本棟東側荷さばき施設 | 24時間 | 本棟東側荷さばき施設 | 24時間 |
| 本棟西側荷さばき施設 | | 本棟西側荷さばき施設 | |
| | | 本棟南側荷さばき施設 | |

公告

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和3年1月22日から令和3年2月20日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県保健医療介護部生活衛生課に備え置きます。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和2年12月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 スーパーセンタートライアル筑後店
- 所在地 筑後市大字上北島井原口1271番地 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 変更前 | | 変更後 | |
|---------|---------|--------|---------|
| 駐車場の位置 | 収容台数（台） | 駐車場の位置 | 収容台数（台） |
| 建物敷地内 | 112 | 建物敷地内 | 103 |
| 建物敷地南側 | 64 | 建物敷地南側 | 62 |
| 建物敷地南側 | 180 | 建物敷地南側 | 134 |
| 建物敷地南東側 | 229 | | |
| 建物敷地南東側 | 54 | | |
| 合計 | 639 | 合計 | 299 |

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 変更前 | | 変更後 | |
|------|----------------|------|----------------|
| 出入口数 | 駐車場の自動車の出入口の位置 | 出入口数 | 駐車場の自動車の出入口の位置 |
| 2 | 建物敷地北西側及び北東側 | 2 | 建物敷地北西側及び北東側 |
| 1 | 建物敷地南側駐車場東側 | 1 | 建物敷地南側駐車場東側 |
| 1 | 建物敷地南東側駐車場西側 | | |
| 4 | 合計 | 3 | 合計 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和2年12月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) S V H福岡東店

(2) 所在地 糟屋郡志免町別府北二丁目7番1 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

| 変更前 | | 変更後 | |
|--------|---------|--------|---------|
| 駐輪場の位置 | 収容台数(台) | 駐輪場の位置 | 収容台数(台) |
| 建物北西側 | 33 | 建物北西側 | 33 |

公告

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の規定による免許を受けた次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、同法第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、その免許を取り消すことがある。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 服部 誠太郎

| 免許番号 | 商号及び代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|------|------------|------------|
|------|------------|------------|

| | | |
|---------------------|---------------------------|----------------------|
| 福岡県知事(2) 第17413号 | セカンド住販株式会社 代表取締役 松尾 辰明 | 福岡市博多区博多駅東2-4-30-506 |
| 福岡県知事(8) 第10833号 | 有限会社世紀 取締役 石川 美智子 | 福岡市中央区警固3-4-3 |

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字原185番1 から185番4 まで及び185番11から185番16まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区古門戸町5番1号

株式会社C & C

代表取締役 行武 忠孝

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量(福岡県営土地改良事業辻垣・道場寺・高瀬地区確定測量業務)

2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域 | 実施期間 |
|------|------|
|------|------|

行橋市 辻垣・道場寺・高瀬地区

令和2年7月31日から
令和3年3月19日まで**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（令和2年度地盤沈下観測調査一級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域 | 実施期間 |
|---|-----------------------------|
| 柳川市（旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の区域）、筑後市、大川市、みやま市（旧瀬高町、旧高田町の区域）、大牟田市、三潞郡大木町 | 令和2年12月15日から 令和3年3月19日まで |

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年1月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）

2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域 | 実施期間 |
|------|------|
|------|------|

福岡市の一部

令和2年12月28日から
令和3年3月15日まで

正 誤

| 発行 年月日 | 公 報 番 号 | 種 類 | 同 左 番 号 | ページ | 欄 | | 行 | 備 考 | 正 | 誤 |
|-----------|------------|-----|------------|-----|---|---|--------|-----|-----------------------------|--------------------------------|
| | | | | | 上 | 下 | | | | |
| 3. 1. 5 | 164 | 告 示 | 6 | 3 | ○ | | 下から 16 | | 令和 3 年 1 月 5 日農林水産省告示第 32 号 | 平成 29 年 3 月 21 日農林水産省告示第 401 号 |
| 3. 1. 5 | 164 | 告 示 | 7 | 3 | | ○ | 上から 2 | | 令和 3 年 1 月 5 日農林水産省告示第 32 号 | 平成 29 年 3 月 21 日農林水産省告示第 401 号 |
| 3. 1. 5 | 164 | 告 示 | 8 | 3 | | ○ | 下から 10 | | 令和 3 年 1 月 5 日農林水産省告示第 32 号 | 平成 29 年 3 月 21 日農林水産省告示第 401 号 |
| 3. 1. 5 | 164 | 告 示 | 9 | 4 | ○ | | 上から 8 | | 令和 3 年 1 月 5 日農林水産省告示第 32 号 | 平成 29 年 3 月 21 日農林水産省告示第 401 号 |
| 3. 1. 8 | 165 | 告 示 | 16 | 3 | ○ | | 上から 8 | | 令和 3 年 1 月 5 日農林水産省告示第 32 号 | 平成 29 年 3 月 21 日農林水産省告示第 401 号 |
| 3. 1. 8 | 165 | 告 示 | 17 | 3 | ○ | | 下から 4 | | 令和 3 年 1 月 5 日農林水産省告示第 32 号 | 平成 29 年 3 月 21 日農林水産省告示第 401 号 |
| 3. 1. 8 | 165 | 告 示 | 18 | 3 | | ○ | 上から 14 | | 令和 3 年 1 月 5 日農林水産省告示第 32 号 | 平成 29 年 3 月 21 日農林水産省告示第 401 号 |